

小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、小規模事業者の方々の経営改善のお役に立てるよう、無担保・無保証人の「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」をお取り扱いしています。

POINT
1

無担保・無保証人の融資制度です

POINT
2

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方が対象です

POINT
3

ご融資額は 2,000 万円以内です

小規模事業者経営改善資金(マル経融資) 概要

| | | |
|---------------|---|--|
| ご利用 いただける方 | <p>商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合 5 人以下)であること 2 原則として 6 ヶ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること 3 最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること 4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること 5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種等でないこと | <p>左記の条件を満たし、商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行う方で、被災地(注 1)内に事業所を有し、事業活動を行い、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直接被害を受けられた方 <ol style="list-style-type: none"> ①東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けられた方で、被害証明書等を提出できる方 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所を有する方 2 間接被害を受けられた方 上記の直接被害を受けられた方と取引がある方であって、被害証明書等を提出できる方 |
| ご融資額 | 2,000 万円以内 | 通常枠と別枠 1,000 万円以内 |
| ご返済期間 | <p>設備資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内)</p> | |
| 利率(年) | 特別利率F1.16% | 【当初 3 年間】特別利率F-0.9%(注 2) 【4 年目以降】特別利率F |
| 担保・保証人 | 無担保・無保証人 | |
| その他 | <p>推薦</p> <p>ご相談お申込 → 商工会議所 商工会 → 日本政策金融公庫 国民生活事業</p> | |

(注 1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年 5 月 2 日法律第 40 号)第 2 条第 3 項に定める特定被災区域(岩手、宮城、福島)の 3 県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の 7 県は一部をいいます。

(注 2) 「特別 F-0.9%」の適用限度額は、東日本大震災復興特別貸付における「基準利率-1.4%」または「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。

※ 特定被災区域内において、雇用の維持または拡大を伴う設備投資を行う場合は、融資制度に定める利率から年 0.5%引き下げとなります。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



古川商工会議所 中小企業相談所

〒989-6166 大崎市古川東町5-46

TEL 24-0055 FAX 24-2820